

インフルエンザワクチン予防接種

2023年10月2日(月)からインフルエンザワクチン接種を開始いたします。(予約不要です)



受付時間
：午前8時半～12時
：午後14時～14時半
：午後16時～17時半



※15時から16時15分まではコロナワクチン接種の時間となりますのでご注意ください。

訪問リハビリテーションのご案内

医師の指示のもと、リハビリスタッフがご自宅に訪問し、状態を評価して、心身機能の改善・維持および日常生活動作の自立に向けたリハビリテーションを行うサービスです。必要に応じて、ご家族様への介助方法などのアドバイスもさせていただきます。

サービスを利用できる方

- ※介護保険の要介護1～5または要支援1・2を取得されている方
- ※主治医から訪問リハビリテーションが必要と認められた方(定期的な診察が必要)
- ※定期的な通院が難しく、自宅でリハビリテーションを受けたい方

訪問リハビリテーション開始までの流れ



①相談・申し込み

ご本人またはご家族が、かかりつけ医やケアマネジャーにご相談下さい。

②当院受診・診察

主治医がリハビリテーション指示書を作成し、状態を把握します。

③スケジュール調整

サービス内容や日程などをご本人・ご家族様と相談し確認していきます。

④ご自宅へ訪問

ケアプラン・リハビリ計画書に基づいて、訪問リハビリを開始いたします。

※かかりつけ医が当院以外の場合は、診療情報提供書が必要になります。

令和5年2月より、理学療法士による訪問リハビリサービスを開始しました。状態や環境に合わせたリハビリを完全マンツーマンで提供します。まずはお気軽にご相談下さい。

第三者行為による傷病とは

自分ではなく他の人によって負ったケガや病気のことを第三者の行為による傷病を、第三者行為といいます。第三者行為が原因で保険証を使用する場合は届け出が必要です。



『第三者行為』となる事例

- ※相手のいる交通事故でけがをした
- ※他人のペットに噛まれた
- ※暴力行為を受けた
- ※飲食店で食べたものが原因で食中毒にかかった
- ※他者所有の建物等の設備欠陥によりけがをした
- ※スキーやスノーボード中での衝突事故

保険証を使用できない場合

- ※ご本人様に法令違反や、重大な過失（飲酒・けんか等）がある場合
- ※通勤中の事故や、業務中の事故など労災が適用される場合
- ※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませた場合
(示談の前に必ず担当窓口にご相談ください)

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合（第三者行為）も、保険年金課や加入保険組合に連絡をすることで、保険証で治療を受けることができる場合があります。

(手続きの流れ)

1. 保険証を使う場合は、保険年金課や加入保険組合に連絡する。
2. 保険年金課や加入保険組合に傷病届を提出する。※交通事故の場合は必ず警察に届け出てください。

ラジオ体操を取り入れてみませんか

誰もが子供の頃にやったことのあるラジオ体操ですが、大人になるとやる機会が減りますよね。ラジオ体操は効率よく運動効果をもたらす体操と言われています。

季節は秋、スポーツの秋ですね。日々の生活に、ラジオ体操を取り入れ、心も体も整えて色々なスポーツを始めてみませんか。

ラジオ体操の効果

- ※朝起きて行くと、心身がすっきりと目覚め自律神経が整い代謝が上がる
- ※全身の筋肉を使い、血流が良くなるので脳を活性化させる効果があり、集中力・記憶力があがりやすい
- ※ひねりやジャンプなど普段の生活では意識しない運動も含まれていて、腕や脚の裏、表の筋肉をバランスよく鍛えるので引き締め効果もある

